

東京都アレルギー疾患医療拠点病院及び東京都アレルギー疾患医療専門病院の広告について

厚生労働省告示に基づく「都道府県知事の定める事項」として、「東京都アレルギー疾患医療拠点病院」及び「東京都アレルギー疾患医療専門病院」を公示し、その名称を広告できるようにする。

(根拠法令等)

○ 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第6条の5第3項第14号

第6条の5 何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示（以下この節において単に「広告」という。）をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

（略）

第3項 第1項に規定する場合において、次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。

（略）

14 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

○ 医療法第6条の5第3項及び第6条の7第3項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項

（平成19年3月30日厚生労働省告示第108号）第4条19号

第4条 法第6条の5第3項第14号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

（略）

19 前各号に定めるもののほか、都道府県知事の定める事項

○ 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針

（医療広告ガイドライン）

「前各号に定めるもののほか、都道府県知事の定める事項」については、地方公共団体の単独事業として実施している事業に関する事項等について、都道府県知事が公示することにより、当該都道府県の区域内において広告できる事項とすることができるようにする趣旨であること。

なお、事項を定めるに当たっては、各都道府県における診療に関する学識経験者の団体又は都道府県医療審議会の意見を聞く等の方法により、関係者の合意形成に努めるよう配慮されたいこと。